

日朝ストックホルム合意の履行に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十月六日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一 殿



日朝ストックホルム合意の履行に関する再質問主意書

「日朝ストックホルム合意の履行に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九二第一号）の一及び二についてには、「北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである」とあります。

一 ここにある「諸懸案」とは、「拉致、核、ミサイル」以外の課題もふくまれますか。ふくまれるなら具体的にどのような「懸案」であるかをお答えください。

二 「包括」とは「全体を一つにまとめること」（大野晋、田中章夫編「角川必携国語辞典」）です。「包括的に解決」とは「拉致、核、ミサイル」問題を同時に解決するということですか。それとも連続して解決していくということですか。拉致被害者家族が理解できるようにわかりやすくお答えください。

右質問する。

